

◎議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 20、議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議 35-1 をお開き願います。議案第 35 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、附則。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明です。これまで公共施設内に自動販売機等を設置する際の建物使用料については、全施設一律 1 万円としていたところではありますが、施設により立地条件、利用者数等が異なることから、各施設において設置場所に見合う使用料を定めることができることとする等の規定を設け、町有財産の有効活用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

白老町行政財産の使用料徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
(建物使用料の算定基準) 第 6 条 建物使用料は、第 2 条及び第 3 条第 2 項の規定により算出した額に 100 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、自動販売機その他これに類するものの設置に関する使用料にあつては、別表第 2 に定める額とする。	(建物使用料の算定基準) 第 6 条 建物使用料は、第 2 条及び第 3 条第 2 項の規定により算出した額に 100 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、自動販売機その他これに類するものの設置及び <u>広告</u> （町長が定めるものに限る。）の用途に使用する場合に関する使用料にあつては、別表第 2 に定める額とする。

別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
種類	使用料				種類	使用料			
	単位		使用料	摘要		単位		使用料	摘要
自動販売機 その他これ に類するも の	年	台	10,000円		自動販売機 その他これ に類するも の	年	台	10,000円 <u>ただし、建物の 立地条件、利用 者数等により 町長が特に必 要と認める場 合は、別に定め る額とする。</u>	
					<u>広告（町長が 定めるもの に限る。）の 用途に使用 する場合</u>	年	枠 ・ 月	<u>町長が別に定 める額とする。</u>	

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。